

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子	1～5

1 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

保険料の所得割等の賦課割合および後期高齢者支援金等賦課限度額を改定し、ならびに国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に関する基準を改めるため

(2) 改正内容

①賦課割合の改定（第13条，第13条の6の5，第13条の10）

保険料の賦課割合のうち，所得割の賦課割合を100分の47から100分の46に改め，均等割の賦課割合を100分の33から100分の34に改める。

②賦課限度額の改定（第13条の6の10，第19条，第19条の4）

後期高齢者支援金等分賦課限度額を22万円から24万円に改める。

③保険料軽減判定所得の改定（第19条）

被保険者応益割を減額する基準のうち，5割軽減の基準について，被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に改め，2割軽減軽減の基準について，被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に改める。

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

(4) 適用区分

改正後の第13条第1項，第13条の6の5第1項，第13条の6の10，第13条の10第1項，第19条第1項および第2項ならびに第19条の4第2項および第5項の規定は，令和6年度以後の年度分の保険料について適用し，令和5年度分までの保険料については，なお従前の例による。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の33</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の33</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3または第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保</p>	<p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の6の5 (略)</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3または第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保</p>

険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条第2項、第18条および第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項において同じ。)は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) (略)
- 2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条または第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保

険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条第2項、第18条および第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項において同じ。)は、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 (略)

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の34に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) (略)
- 2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 (略)

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に

険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5,000円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

3 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 (略)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」

係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5,000円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

3 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 (略)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」

とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

6 (略)

とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

6 (略)